

高年齢受給資格者失業認定申告書

( 該当のところへ 印を付け必要な事柄を記載して下さい。 )

失業の認定を受けようとする期間中に就職又は就労をしましたか。	<input type="checkbox"/> イ した  <input type="checkbox"/> ロ しない	就職又は就労した月日を記載して下さい。
失業の認定を受けようとする期間中に引き続いて就職先を探しましたか。		
<input type="checkbox"/> イ 探した	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。	
	求職活動の方法 (イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (ロ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等 (ハ) 派遣元事業主による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等	活動日  利用した機関の名称  求職活動の内容
	(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。	
	事業所名、部署  応募日  応募方法  職種	応募の動機 (イ) 知人の照会 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他  応募の結果
<input type="checkbox"/> ロ 探さなかった	(その理由を具体的に記載してください。)	
今、公共職業安定所等により自分に適した仕事が見つからばすぐに応じられますか。	<input type="checkbox"/> イ 応じられる  <input type="checkbox"/> ロ 応じられない	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭の事情のため(例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため) (ハ) 就職予定があるため (ニ) 自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ( )
就職もしくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	<input type="checkbox"/> イ 就職  <input type="checkbox"/> ロ 自営	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職 月 日より就職(予定) 月 日より自営業開始(予定)
失業者の退職手当支給要綱第14条において準用する第8条第1項の規定により上記のとおり申告します。 年 月 日  高年齢受給資格証番号 ( ) 高年齢受給資格者氏名  様		
認定対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日 認定日数 日	
備考		

## 注意事項

- 1 この申告書は、「高年齢求職者給付金に相当する退職手当支給申請書」を提出するときに同時に提出すること。
- 2 申告は必ず本人が正しくすること。  
偽りの申告をした場合には、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、不正に受給した金額と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また処罰されることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の安定所に出頭した日から認定日（この申請書を提出する日）までの期間をいう。
- 4 欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合等およびその職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 5 欄のイに 印を付けた人は、 欄の表に必要な事柄を具体的に記載すること。
- 6 の(2)欄には、 の(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名および部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記載すること。また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。
- 7 欄の口の(ホ)その他に を付けた人は、安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を（ ）の中に具体的に記載すること。
- 8 印の欄には、記載しないこと。